

報告第 11 号

平成 30 年度伊賀市水道事業会計予算事故繰越しについて

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 2 項ただし書の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

平成30年度伊賀市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年 繰越 額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保 資金等			
1	水道事業費用	1 営業費用 上下水道料金及び公営企業会計システム元号対応業務	円 1,129,140	円 0	円 1,129,140	円 0	円 0	円 1,129,140	円 0	円 0	新元号の発表が平成31年4月であったことから、平成30年度においてシステム改修に対応できなかったため。